

# 社団法人若小牧青年会議所 運 営 規 則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目 的)

定款第 6 3 条の規定にもとづき、社団法人若小牧青年会議所(以下本会議所という)運営規則を定める。

- 2 本規則は定款に定める目的を達成するために、本会議所の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

## 第 2 章 役 員 等

### 第 2 条 (選 任)

理事長の選任方法は、別に定める規則による。

- 2 理事長を除く役員等の選任は定款第 1 8 条第 1 項に定めるほか、原則毎年 1 0 月末日までに次年度の理事長予定者が下記のとおり選任する。
  - ( 1 ) 副理事長、専務理事、室長、委員長、その他の理事にあっては、理事長が指名し総会で選任する。
  - ( 2 ) 監事にあっては、総会で選任するものとし、理事長はこれを指名しない。また、監事は、独立性を保つため監事職のみに就き、当青年会議所内のその他組織、その他役職への配属、兼任はこれを認めない。
  - ( 3 ) 顧問にあっては、理事長が指名し、総会で選任する。
- 3 当年度の役員等の増員並びに補欠による選任については、当年度の理事長が第 2 項規定に準ずる方法で行う。

### 第 3 条 (職 務)

役員等の職務については、定款に定める所務のほか次のとおりとする。

- 2 理事長は次の職務を有する。
  - ( 1 ) 本会議所を代表して、対外的会議、式典等に出席する。
  - ( 2 ) 本会議所を代表して、本会議の各種活動を実施する。
  - ( 3 ) 副理事長、専務理事の職務範囲を特定し、その権限を定める。
  - ( 4 ) 室長、委員長の職務範囲を特定し、その権限を定める。
  - ( 5 ) その他の理事の職務範囲を特定し、その権限を定める。
- 3 副理事長、専務理事は、定款で定める所務のほか、前項( 3 )の規定にもとづき理事長職務を分掌する。
- 4 理事は、定款に定める所務のほか、前項( 3 )の規定にもとづき理事長職務を分掌する。

## 第 3 章 会 議

### 第 4 条 (総会、理事会)

総会、理事会の運営は、別に定める総会、理事会議事運営規則で定める。

### 第 5 条 (諸 会 議)

本会議所は、特別に必要な事由が生じたときは、理事会の議決により、事由に応じた会議（以下諸会議という）を設定することができる。

- 2 諸会議の名称、主たる業務及び構成員数、議長は、理事会で決定する。
- 3 理事会は第1項の各諸会議に対し一定の事項の処理を委託することができる。

#### 第6条（次年度予定者会議）

次年度理事長予定者は、翌年度の事業計画、予算案等に関し、第2条第2項の役員選任と同時に総会の承認を得るために次年度の理事予定者会議を設定しなければならない。

- 2 同会議においては、翌年度に行う事業案件の討議及び議決を妨げない。

#### 第7条（遵守義務）

会員は、総会、理事会の決定を遵守し、協力しなければならない。

- 2 会員は、前項によらない決定には拘束されない。

### 第4章 室および委員会

#### 第8条（室、委員会）

定款第44条の規定により設置される室（以下室という）及び委員会（以下委員会という）の名称、主たる業務、委員会数、所属する委員会は、理事会でこれを決する。

- 2 必要な事由に応じて、理事会の議決により室に所属しない委員会（特別委員会または会議体、塾）を設置することができる。

#### 第9条（委員会の構成）

委員長は理事会の承認を得て、会員から委員を任命する。

- 2 委員長は、必要に応じて、次の者を任命することができる。
  - (1) 委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する副委員長。
  - (2) 委員会会務の総括的な事項および運営上の事項、並びに委員会会計を補佐する幹事。
- 3 委員長は、適宜に委員会を招集し、委員会会務を処理する。

#### 第10条（計画決定）

室・委員会の年間の事業計画および事業実施計画については、毎年11月末日までに次年度予定者がこれを作成し、理事会の議決を経たうえで、総会において承認する。

- 2 委員会は、理事会の承認なくして、対外活動及び外部団体との事業の提携をしてはならない。

### 第5章 例会

#### 第11条（例会）

例会は、原則として、毎月1回以上開催する。

#### 第 12 条 (出席義務)

正会員は、例会に出席しなければならない。ただし正当な事由により欠席する場合は専務理事の許可を得なければならない。また欠席した者は例会終了日から3日以内に所定の書面を事務局に提出するものとする。

- 2 理事長が承認する本会議所の事業活動、他の青年会議所の例会に出席した場合は出席とみなす。

### 第 6 章 管 理

#### 第 13 条 (会員名簿)

本会議所は、定款第6条に定める会員について、毎年1月1日現在を基準日として会員名簿を作成する。

#### 第 14 条 (定款等の設置)

理事長は、定款その他諸規則、会員名簿および登記に関する書類並びに総会、理事会の議事録を常に事務局に備え置かなければならない。

#### 第 15 条 (書類の閲覧)

本会議所の正会員は前条の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

### 第 7 章 雑 則

#### 第 16 条 (委任)

本会議所の定款、諸規則にもとづく各種手続きに関する書類の様式および記載例は理事会の承認をもってこれを定める。

#### 附 則

本変更規則は、平成18年1月1日から施行する。